

広島県告示第千八十号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急診療所として認定した。

平成二十一年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地	効力を有する期限	備考
吉崎整形外科	広島市南区的場町二丁目 四番一八号	平成二四年二月二〇日	更新